

弘前市地域型デイサービス事業に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年弘前市告示第495号）第4条第3項の規定に基づき、地域型デイサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、次に掲げる事項を実施の目的とする。

- イ 地域の仲間と運動等介護予防の取組が実施できる定期的かつ継続的な集いの場を開くことで、要支援者等が要介護状態等となることを予防すること。
- ロ 要介護状態等の軽減又は悪化の防止により、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援すること。
- ハ 集いの場の運営を住民が主体的に行うことにより地域の支え合いの体制づくりを推進すること。

(実施内容)

第3条 事業は、前条の目的を達成するため、別表に定める事業内容を住民主体により実施するものとする。

(事業の委託)

第4条 事業の実施については、以下の号に掲げる者（以下「事業者等」という。）に委託する。

- (1) 自治会及び老人会等の地区の組織団体
- (2) 弘前市高齢者ふれあい居場所づくり事業実施団体
- (3) その他住民有志によるボランティア団体

(利用の申請及び承認等)

第5条 この事業を利用しようとする者は、利用申請書に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の様式は別途定めるものとする。
- 3 市長は、この事業の利用を承認した者を地域型デイサービス事業登録台帳に登録するものとする。

(費用)

第6条 事業者等に対する事業の委託に要する経費は、市が負担する。

- 2 前項に要する経費については、市長が別に指定する日までに、市長に実績報告するものとする。
- 3 前項の様式は別途定めるものとする。
- 4 委託料の算定は1人当たり週1回分を上限とする。
- 5 事業実施者は、事業の実施に当たり、食材費等実費や利用料に関して利用者から徴収することができる。ただし、徴収する場合は、事前に利用者へ徴収額を告知するものとする。

(準用)

第7条 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱第9条から第14条までの規定は、この要綱において準用する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による委託に係る準備行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

サービス内容	介護予防に資する活動（茶話会、体操、運動、趣味活動等）を行う集いの場を開催する。
開催頻度	月2回以上、1回2時間以上
参加人数	毎回、参加者は5人以上で、そのうち要介護1・2（新規認定申請時に要支援1・2又は事業対象者であって当該サービスを利用していた者に限る。）、要支援者又は事業対象者が参加していること。

ケアマネジメント	ケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメントを必要とする。(ケアマネジメント C)
----------	---